

◆ お知らせ ◆

建築行為の許可申請手続きについて

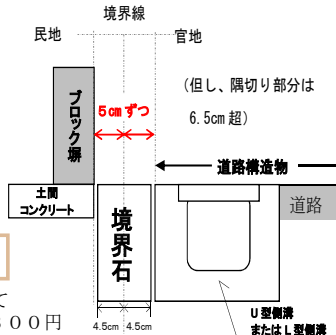
土地区画整理事業が完了（換地処分公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づくさいたま市長の許可が必要ですので、再建築等をお考えの方は組合事務局までご相談ください。

- ・ 土地の形質の変更
- ・ 建築物その他の工作物（ブロック塀、擁壁、カーポート等）の新築、改築、増築
- ・ 重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

ご注意！ この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は許可条件に違反した時はさいたま市長から原状回復命令又は、移動もしくは、除却命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

門・塀などをつくる時のご注意

道路と皆さんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より5センチメートル民地側となるように設置してください。
このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。



仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、協会の窓口で申請をしていただき、原則として中2日後の発行となり、手数料は1件1通300円（税込）となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

土地・建物の売買をするときは、ご相談を！

特別な制約はありませんが、今後、土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとする時は、協会の窓口へ相談の上、行ってください。

権利の届出をしてください（定款第85条及び第86条）

土地の売買や相続等で権利関係に変動が生じた際は、組合に届出が必要となります。また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から※代表者1人を選任して組合に届け出てください。
※ 共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任しその者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されないと、総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしく願い申し上げます。

民地建柱について

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効活用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。
今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



ご不明な点は下記までお問い合わせください

- ☎ 管理課 048-799-2352（資金管理・換地に関すること）
- ☎ 補償課 048-799-2523（建物補償等に関すること）
- ☎ 工事課 048-799-2528（工事に関すること）



まちづくりニュース



さいたま市七里駅北側特定土地区画整理組合
理事長 千葉 秀明



向暑の候、組合員の皆様方においては益々のご清祥のこと
お慶び申し上げます。また、日頃より当土地区画整理事業の推進
にご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年3月12日火曜日に開催されました、令和5年度
第2回総代会において「令和6年度事業計画及び収支予算」が
可決いたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

今後とも皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

◆ 目次 ◆

- * 令和6年度 収支予算・・・P.1
- * 令和6年度 施工予定箇所・・・P.2
- * 令和6年度 事業計画・・・P.3
- * お知らせ・・・P.4

◆ 令和6年度 収支予算 ◆

収 入

（単位：千円）

| 項 目 | 予 算 額 | 摘 要 |
|----------------|----------------|------|
| 国庫補助金 | 190,760 | |
| さいたま市補助金 | 658,794 | |
| 保留地処分金 | 1 | 科目設定 |
| 諸収入 | 1 | 配当金等 |
| 繰越金 | 9,444 | |
| 収 入 合 計 | 859,000 | |

支 出

（単位：千円）

| 項 目 | 予 算 額 | 摘 要 |
|----------------|----------------|--|
| 工事費 | 129,540 | ・指扇宮ヶ谷塔線外道路築造工事 ・東大宮七里線電線共同溝整備工事（第2期） ・排水管切回し工事 ・道路等管理工事（単価契約） ・81街区外整地工事 ・工事損害補償 ・電柱移設工事 |
| 補償費 | 558,354 | ・建物等移転補償（4棟） ・工作物等移転補償（4件） ・仮住居補償（30件） ・区法101条補償（8件） ・鉄塔移設補償 |
| 法2条2項事業費 | 48,089 | ・水道工事負担金等 |
| 調査設計費 | 99,628 | ・道路詳細設計業務 ・整地実施設計業務 ・雨水管路施設基本設計業務 ・家屋等事後調査復旧積算業務 ・事業用地草刈業務 ・第1調整池維持管理業務 ・杭打測量・換地修正外業務委託（単価契約） ・建物等調査積算業務委託 ・75,76BL公共施設整備・建物存置整備施工計画策定業務 ・管理調書作成業務委託 ・小深作遺跡埋蔵文化財発掘調査業務 |
| 公債費 | 13 | ・借入金利子等 |
| 事務費 | 21,044 | ・組合運営維持にかかる経常の事務費 |
| 予備費 | 1,000 | |
| 次期繰越収支差額 | 1,332 | |
| 支 出 合 計 | 859,000 | |

お問い合わせ先(組合事務局)

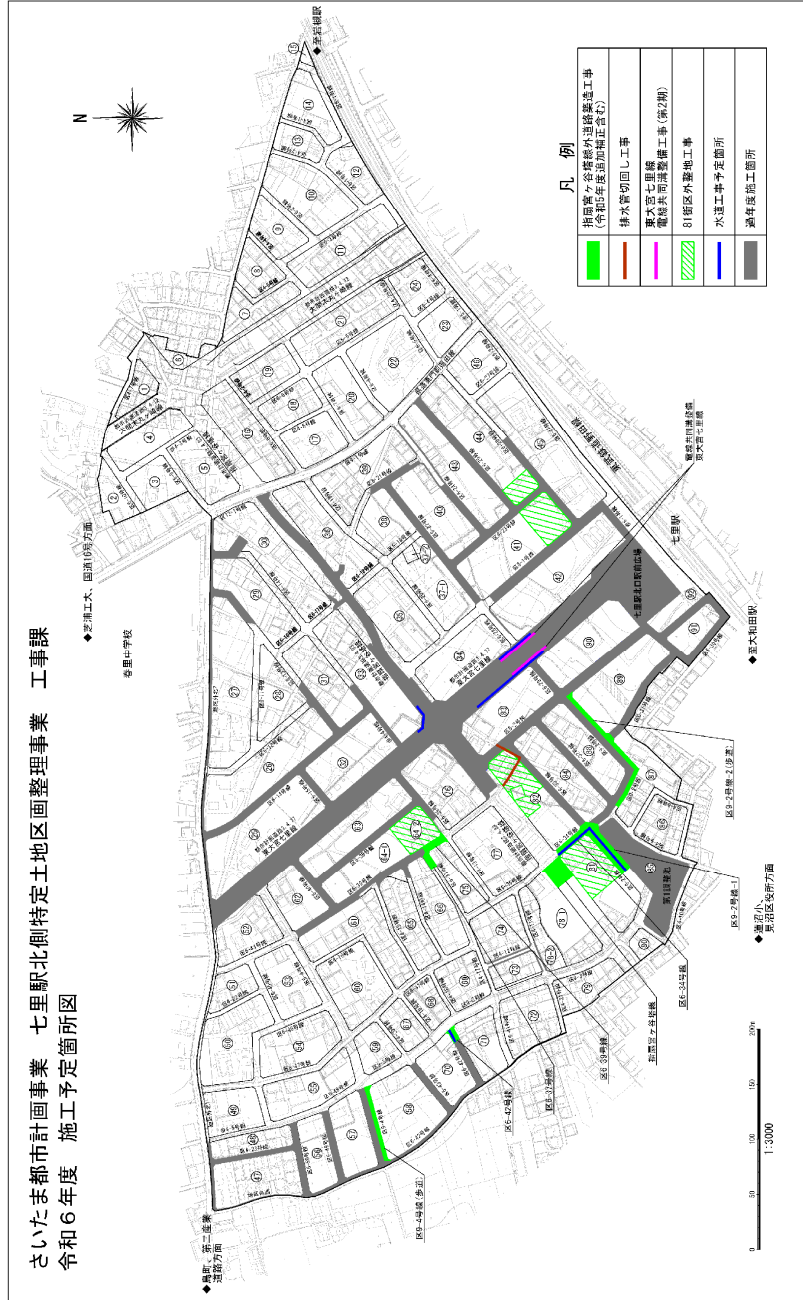
一般財団法人
さいたま市土地区画整理協会
〒338-0002
さいたま市中央区下落合2-18-6

<http://saitama-kukaku.jp/>

当協会ホームページはこちらから



◆ 令和6年度 施工予定箇所図 ◆



◆ 令和6年度 事業計画 ◆

令和6年度は次の事業を予定しています。前頁の施工予定箇所図と合わせてご覧ください。

1. 工 事

- (1) 道路築造工事
 - ・指原宮ヶ谷塔線外の道路築造工事を行うものです。
- (2) 電線共同溝整備工事
 - ・東大宮七里線の電柱等電気設備の地中化工事を行うものです。
- (3) 整地工事
 - ・81街区外の整地工事を行うものです。

2. 補 償

- ・事業により移転が発生する建物（4棟）と工作物等、及び鉄塔の移設について補償を行うものです。

3. 法2条2項事業

- ・上水道管の布設工事を行うものです。

4. 調査設計

- (1) 道路詳細設計業務
 - ・今後予定された道路工事の詳細設計を行うものです。
- (2) 整地実施設計業務
 - ・整地計画に基づいて、今後予定された整地工事の実施設計を行うものです。
- (3) 雨水管路施設基本設計業務
 - ・86街区周辺の雨水計画について、実施設計を行うための基本調査・測量・設計計画を行うものです。
- (4) 家屋等事後調査復旧費積算業務
 - ・工事に伴う損害補償費を算定するために行うものです。
- (5) 事業用地草刈業務
 - ・組合管理用地の草刈を行うものです。
- (6) 杭打測量・換地修正外業務
 - ・事業に必要な杭の埋設及び分筆に伴う換地図書の修正等を行うものです。
- (7) 建物等調査積算業務委託
 - ・事業により移転が発生する建物等について調査を行うものです。
- (8) 75、76BL 公共施設整備・建物存置整備施工計画策定業務
 - ・今後の事業施工に必要な施工計画について策定を行うものです。
- (9) 管理調書作成業務委託
 - ・国庫補助金の執行に伴い、補助路線の用地費・築造費・補償費の実績を市・国に対して調書及び図面にて報告するために作成するものです。
- (10) 小深作遺跡埋蔵文化財発掘調査業務
 - ・64-2街区外で遺跡を確認したため、発掘調査を行うものです。